

議案第 51 号

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市集会所設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 略	位置	第2条 略	位置
下中集会所	略	下中集会所	略
20区集会所	略	20区集会所	略
尾崎集会所	橋本市高野口町名倉1315番地		
(使用料)		(使用料)	
第9条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として利用する場合には使用料を徴収するものとし、その額は別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税額を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。		第9条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として利用する場合には使用料を徴収するものとし、その額は別表に定める額とおとする。	
2 略		2 略	
(利用料金制)		(利用料金制)	
第14条 略		第14条 略	
2 略		2 略	
3 利用料金の額は、第9条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。		3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。	
4・5 略		4・5 略	

別表(第9条、第13条関係)		別表(第9条、第13条関係)	
利用時間	9時～17時	9時～17時	17時～22時
1室につき	1,000円	1,050円	2,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市集会所設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する集会所の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。